

認知症介護家族やすらぎ支援事業「やすらぎ支援員」募集



認知症の人と家族を支える ボランティアをしませんか？

募集中！

認知症介護家族やすらぎ支援事業は、やすらぎ支援員（ボランティア）が、在宅で認知症の方を介護している家庭を訪問し、認知症の方の見守りやお話し相手、家族の相談などに応じることを通して、家族の介護の負担軽減やリフレッシュを図る事業です。
(直接身体に触れる介護等は行いません)

「やすらぎ支援員」として活動してくださる方を募集しています！

あなたも「やすらぎ支援員」として認知症の方と家族を支える活動に参加してみませんか？「やすらぎ支援員」の登録は随時受付けています。やすらぎ支援員として安心して活動できるよう、養成講座や支援員同士の交流会、フォローアップ研修なども実施しています。

【例え】

- ◆認知症の人の介護経験がある方
- ◆認知症の方と関わる活動がしたい方
- ◆認知症や高齢者の支援に関心がある方

※介護やボランティアの経験がない方も歓迎します



やすらぎ支援事業を利用されているご家族からは、

- ・「支援員さんのおかげで、介護中の家族の表情が和らいでいます」
- ・「介護に追われ自分の時間がない状態でしたが、リフレッシュする時間ができ、助かっています」

といったお声をいただいています。

活動に関心がある方は、お気軽にボランティアセンターへご連絡下さい。

【お問い合わせ】

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 ボランティアセンター

〒810-0062

福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 2 階

TEL : 092-713-0777 FAX : 092-713-0778

(委託元：福岡市福祉局 認知症支援課)

(参考)認知症介護家族 やすらぎ支援事業について

◆サービス内容◆

やすらぎ支援員が在宅で認知症の方を介護している家庭を訪問し、下記のサービスを実施します。

◎認知症の人の見守り・話し相手をします

【例】見守り（散歩の付き添いを含む）・話し相手・趣味の手伝い・
食事の配膳等声かけ・トイレ誘導など
※緊急時を除き、直接身体に触れる介護は行いません。

◎家族介護者の相談に応じます

【例】認知症の人への接し方など介護の悩みに関する相談、
介護に疲れた時の気分転換の方法等のアドバイスなど



◆利用できる方◆

介護保険法に規定する要支援・要介護認定を受けており、やすらぎ支援員が対応可能な認知症の人を介護している家族の方

※施設入所者・入院中の方は対象外です。



◆サービスの提供時間◆

原則として午前9時から午後6時まで。1日1回 3時間以内。週3回以内。

※上記は、利用家族1世帯あたり（やすらぎ支援員の1日の活動時間数や週の活動回数に制限はありません。）

◆利用料金◆

1時間 500円+やすらぎ支援員の交通費

※当日のサービス終了時に、利用家族がやすらぎ支援員に利用料金をお支払いします。

◆利用申込は、各区の福祉・介護保険課へご相談ください。

